

令和8年2月24日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、告示した次の文書については、令和8年3月31日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめることとしましたので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

文 書 名	告示日 告示番号	印影を 印刷する 公印の名称
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽自動車税（種別割）納税通知書兼軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）（中国5県外用）</li> <li>・ 軽自動車税（種別割）納税通知書兼軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）（中国5県内用）</li> <li>・ 軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）（随時分）</li> <li>・ 軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書兼軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）（中国5県外用）</li> <li>・ 軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書兼軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）（中国5県内用）</li> <li>・ 軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）（当初分）</li> </ul>	<p>令和2年12月28日 告示第579号</p>	<p>市長印</p>